

令和2年(ワ)第6372号 国家賠償請求事件

原 告 秋吉隆雄ほか37名

被 告 国

答 弁 書

令和2年10月30日

東京地方裁判所民事第16部合議1S係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部(送達場所 別紙のとおり)

部 付 前 川 悠

訟 务 官 最 上 康 成



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訟訟費用は原告らの負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とすることとの判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否及び反論

- 1 「はじめに」について
争う。
- 2 「第1 原発メーカー訴訟の縦縛」について
甲3、甲5及び甲7に記載がある限度で認め、その余の原告ら主張の事実は不知又は否認し、法的主張は争う。
- 3 「第2 最高裁決定の違法性」について
甲3、甲5及び甲7に記載がある限度で認め、その余の原告ら主張の事実は不知又は否認し、法的主張は争う。
- 4 「第3 被侵害利益」について
否認ないし争う。
- 5 「第4 損害」について
否認ないし争う。
- 6 「第5 関連する問題」について
認否の限りでない。
- 7 「第6 結論」について
争う。

第3 被告国の主張

1 事案の概要

本件は、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震を契機として福島第一原子力発電所で発生した原子炉の水素爆発事故等（以下「福島原発事故」という。）につき、同原子炉を製造した企業3社を被告として共同不法行為責任及び製造物責任を追及する前訴を提起した前訴原告らが、同企業3社の責任を否定した前訴控訴審判決を不服として上告等したところ、前訴上告審が、前訴原告らの上告理由につき明らかに民事訴訟法312条1項又は2項に規定する事由に該当しないとして上告棄却決定をしたのは、同法312条1項及び317条2項に違反するものであり、これによって裁判を受ける権利（憲法32条）及び「ノー・ニュークス権」（その意義は後記2(2)ア(イ)①を参照）を侵害され、精神的苦痛を受けたと主張して、原告ら（その大部分は前訴原告らの一部である。）が、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、一人当たり10万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実

(1) 原賠法上の責任集中制度

ア 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日法律第147号。以下「原賠法」という。）は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定める法律である（同法1条1項）。そして、原賠法は、原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは同運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責任を負うとする一方で（同法3条1項。無過失責任）、当該原子力事業者以外の者は損害賠償責任を負わず（同法4条1項），製造物責任も負わない旨定めており（同条3項），いわゆる責任集中制度を採用している。

イ 原賠法の責任集中制度を前提とすると、福島原発事故による損害賠償責

任は東京電力株式会社が負う一方、前訴被告らは共同不法行為責任及び製造物責任を負わないとなる。

(2) 訴訟に至る経緯

ア 前訴第一審

(ア) 前訴原告らは、福島原発事故により精神的苦痛を受けたと主張して、同原子炉を製造した企業3社（以下「前訴被告ら」という。）に対し、共同不法行為及び製造物責任に基づき損害賠償請求等をする前訴を、平成26年1月30日頃から平成27年3月10日頃にかけて、東京地方裁判所に提起した（同地方裁判所平成26年（ワ）第2146号、同第5824号・原発メーカー損害賠償請求事件）。

(イ) 前訴第一審においては、前訴被告らの免責を定める原賠法の責任集中制度の合憲性が主要な争点の一つであったところ、前訴原告らは、この点に関し、要旨、次のとおり主張した（なお、前訴第一審における原告らの主張は多岐にわたるため、以下では、本訴の訴状に対する反論として必要な範囲のみを取り上げる。）。

① 原賠法の責任集中制度はノー・ニュークス権及び財産権等を侵害するから法令違憲により無効である。ここでいうノー・ニューカス権とは、憲法前文、13条及び25条から導かれる人格権としての、原子力の恐怖から免れて生きる権利であり、原発事故が発生した後は被害を生ぜしめた責任主体に対し、完全な損害賠償を求めることができる権利に変容するものである（甲1・81ページ以下）。

② 仮に原賠法の責任集中制度が法令違憲とまではいえなかったとしても、これを適用して前訴被告らを免責させるのはノー・ニューカス権及び財産権等という憲法上の権利を侵害するから違憲である（同86ページ以下）。

(ウ) 前訴第一審は、平成28年7月13日、上記(イ)の主張を含む前訴原

告らの主張をいずれも排斥し、前訴原告らの請求を却下又は棄却する判決を言い渡した（甲3）。

イ 前訴控訴審

(ア) 前訴原告らは、平成28年9月15日までに、前訴第一審判決を不服として東京高等裁判所に控訴した（同高等裁判所平成28年（ネ）第5884号・各原発メーカー損害賠償請求控訴事件）。

(イ) 前訴控訴審は、平成29年12月8日、前訴原告らの上記ア(イ)の主張に関し、要旨次のとおり判示した上で、前訴原告らの控訴をいずれも棄却する判決を言い渡した。

① ノー・ニュークス権について

前訴原告らはノー・ニューカス権を「原発事故が発生した後は、被害を生ぜしめた事故原因者（責任主体）に対し完全被害賠償を求める権利」などと定義しているところ、これを認める実定法はもとより判例・裁判例もなく、社会的にみても権利として確立しているということはできない（甲5・3ページ）。

② 財産権について

原賠法の責任集中制度は、被害者の財産権を制約する面があるものの、立法目的は公共の福祉に合致しており、その立法目的達成のための手段として必要性又は合理性に欠けることが明らかであるとはいえない（同4ないし8ページ）。

ウ 前訴上告審

(ア) 前訴原告らは、前訴控訴審判決を不服として上告及び上告受理申立てをした（最高裁判所第二小法廷平成30年（オ）第559号、同年（受）第692号。以下「前訴上告審」という。）。前訴控訴審判決の上記イ(イ)の判示に関する前訴原告らの上告理由は、要旨、次のとおりであった。

① ノー・ニューカス権について

前訴控訴審は、前訴原告らが主張するノー・ニュークス権の定義が「通常人が合理的な理由に基づいて、放射能による生命・身体・財産の侵害が発生するおそれがあるという場合に、妨害の排除、または予防を請求し得る権利」であると正確に理解した上で、それが社会的にみて権利として確立されているか否かを具体的に審理し、さらにそれが認められる場合には、放射能被害の発生によりどのように変容するのかを判断すべきであった。そして、ノー・ニューカス権を実質的に認める裁判例が多数存在し、社会的状況においてもその必要性及び認識が認められることからすると、その権利性を否定した前訴控訴審判決の判断が誤りであることは明らかである（甲6・19ないし35ページ）。

② 財産権について

原賠法の責任集中制度は、その目的に正当性が認められないばかりか、目的達成のための手段として必要性・合理性を欠くことが明らかであり、財産権に公共の福祉に適合しない制約を課すものであるから、憲法29条2項に反し無効である。仮に法令違憲とまではいえなかつたとしても、福島第一原発事故のように原賠法の想定をはるかに上回る被害が発生し、そのことにつき原発メーカーに重過失が認められる場合にまで責任集中制度を適用することは、その適用の限りにおいて憲法29条2項に反する（同35ないし56ページ）。

(4) 前訴上告審は、上記(7)①及び②を含む前訴原告らの上告理由について、明らかに民事訴訟法312条1項又は2項に規定する事由に該当しないとして、上告棄却決定をした（甲7）。

エ 本訴の提起

原告らは、令和2年3月10日頃、本訴を提起した。

第4 前訴上告審が上告棄却決定をしたことにつき国賠法上の違法は認められないこと

1 原告らの主張の要旨

本件における原告らの主張は、要旨、以下のとおりである。

(1) 前訴上告審の違法性

前訴原告らは、前記第3の2(2)ウ(ア)のとおり、原賠法の責任集中制度がノー・ニュークス権及び財産権を侵害して違憲であることを理由に前訴控訴審判決に上告等したにもかかわらず、前訴上告審が明らかに民事訴訟法312条1項又は2項に規定する事由に該当しないとして決定でこれを棄却したのは、同法312条1項及び317条2項に違反するものである。取り分け、前訴控訴審は、①ノー・ニューカス権を正確に定義することなく、これまでの判例に違背してその権利性を否定するとともに、②原子炉の瑕疵や原発メーカーの故意・過失等に関する人証申請を採用しなかった前訴第一審の極端な審理不尽を看過するなどしたにもかかわらず、前訴上告審がこれら前訴控訴審の誤りを正さなかったのは、前訴上告審にノー・ニューカス権を侵害する積極的な害意があったからとしか考えられない(訴状17, 18ページ)。

(2) 原告らの損害

前訴原告らの主張を無視する違法な上告棄却決定がなされたことによつて、原告らは、裁判を受ける権利及びノー・ニューカス権を侵害され、多大な精神的苦痛を被ったものであり、その精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は1人当たり10万円を下らない。

なお、訴状別紙原告番号36番、37番及び38番の原告らは前訴原告らに含まれないものの、前訴上告審決定により損害を受けたのは前訴原告らに限られるものではない。

2 被告の反論

(1) 国賠法1条1項における違法の意義

ア 国賠法1条1項にいう「違法」とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいい(最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ)。公権力の行使に当たる公務員の行為が国賠法1条1項の適用上「違法」と評価されるためには、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情があることが必要である(最高裁昭和57年3月12日第二小法廷判決・民集36巻3号329ページ、最高裁平成2年7月20日第二小法廷判決・民集44巻5号938ページ等参照)。かかる理は、争訟の裁判に限らず、広く裁判官の職務行為一般に妥当すると解される(最高裁平成元年3月8日大法廷判決・民集43巻2号89ページ、門口正人・最高裁判所判例解説民事篇平成元年度版85及び86ページ参照)。

取り分け、裁判官がした争訟の裁判につき国賠法上の損害賠償責任が肯定されるためには、その裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正されるべき瑕疵が存在するだけでは足りず、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような「特別の事情」があることが必要である(最高裁昭和57年3月12日第二小法廷判決・民集36巻3号329ページ、最高裁平成2年7月20日第二小法廷判決・民集44巻5号938ページ等参照)。

この理は、法が、上訴制度や再審制度を設けて、裁判官がした争訟の裁判に不服申立ての途を開く一方、無限に争訟を繰り返すことは許さず、一定の裁判に終局性及び確定性の効果を付与した裁判制度の仕組み等を根拠とするものであるから、再審制度が予定されている以上、上告審の裁判にも当然に妥当するものと解すべきである(最高裁判所判例解説民事・昭和

5.7年度213及び214ページ参照)。

イ そして、国賠法1条1項の「違法」に該当する事実の主張立証責任は、原告にあると解すべきである(東京高裁平成11年4月26日判決・訟務月報46巻3号937ページ)。

(2) 前訴上告審が上告棄却決定をしたことにつき国賠法上の違法は認められないこと

ア これを本件についてみると、原告らの主張は、上記1のとおり、前訴原告らが原賠法の責任集中制度はノー・ニュークス権及び財産権を侵害するから違憲であるとして前訴控訴審判決に上告等したにもかかわらず、前訴上告審が明らかに民事訴訟法312条1項又は2項に規定する事由に該当しないとして決定でこれを棄却したのは、同法312条1項及び317条2項に違反して違法であるといふものであるところ、これは正に前訴原告らの前訴上告審における主張の民訴法312条1項又は2項所定の事由該当性に関して前訴上告審の裁判官がした審理及び判断が不当であるといふにすぎないものであるから、これのみをもって直ちに前訴上告審の裁判官が職務上の義務に違背したと認めることはできない。

イ この点に関し、原告らは、前記1(1)のとおり、前訴控訴審が、①ノー・ニューカス権を正確に定義することなく、これまでの判例に違背してその権利性を否定するとともに、②原子炉の瑕疵や原発メーカーの故意・過失等に関する人証申請を採用しなかった前訴第一審の極端な審理不尽を看過するなどしたにもかかわらず、前訴上告審がこれら前訴控訴審の誤りを正さなかったのは、前訴上告審にノー・ニューカス権を侵害する積極的な害意があったからとしか考えられないと主張する。かかる原告らの主張は、必ずしも判然としないものの、前訴上告審の裁判官がした裁判に存在する瑕疵が甚だしいことから、上記「特別の事情」の存在が推認されるというものとも解される。

しかし、前訴上告審は民訴法317条2項に基づき上告棄却決定をしたものであるところ、同項は、形式的には同法312条1項又は2項所定の事由の主張があるものの、実質的には事実誤認又は単なる法令違反の主張にすぎない場合、原判決の認定していない事実を前提とする場合、主張の前提を欠く場合、単に立法政策の当否を問題とするにすぎない場合等当該主張に係る上告理由が明らかに上記事由に該当しない場合に決定で上告を棄却することを可能としたものである（武藤貴明「最高裁判所における民事上告審の手続について」判例タイムズ1399号50ページ）。そうすると、原審の審理判断に上記のような審理不尽等の違法があるか否かは同法317条2項に基づく上告棄却決定の可否を直ちに左右するものではない。

したがって、原告らの上記①及び②の主張を前提としても、前訴上告審の裁判官がした裁判に甚だしい瑕疵が存在するとは認められず、まして、前訴上告審の裁判官に前訴原告らに対する積極的な害意があったとは到底認められない。

そして、他に当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような「特別の事情」があると認めるべき事情はない。

ウ したがって、上記1の原告らの主張には理由がない。

第5 結語

以上によれば、原告らの請求は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以上

別紙

送達場所

住所

〒102-8225

東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部

民事訟務部門 最上宛て

電話 03-5213-1291

−1293

−1392

FAX 03-3515-7308